

第2章 保育士資格保有者への幼稚園教諭免許状の特例に係る申請要領

(平成26年11月17日制定)

(趣旨)

第1 この要領は、栃木県教育職員免許状に関する規則第37条の規定に基づき、保育士に対する幼稚園教諭の普通免許状の期限付き特例における申請について、必要な事項を定めるものとする。

(提出書類の一覧)

第2 免許状の申請に必要となる書類は、次に定めるところによる。

- 1 教育職員免許状申請添付票
- 2 免許状授与申請書 (別記様式第1号)
- 3 免許状検定申請書 (別記様式第5号)
- 4 学力に関する証明書
- 5 宣誓書 (別記様式第2号)
- 6 履歴書 (別記様式第3号)
- 7 実務に関する証明書
- 8 人物に関する証明書
- 9 身体に関する証明書
- 10 資格を証明する書類

(提出書類の内容)

第3 提出書類の内容については、次に掲げるとおりとする。

- 1 免許状授与申請書
 - (1) 日付は、提出する日を記入すること。
 - (2) 本籍は、都道府県 (外国籍の者は国籍) を記入すること。
 - (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
 - (4) 授与手数料として、栃木県手数料条例に規定する金額分の栃木県収入証紙を過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。
- 2 免許状検定申請書
 - (1) 日付は、提出する日を記入すること。
 - (2) 本籍は、都道府県 (外国籍の者は国籍) を記入すること。
 - (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
 - (4) 検定手数料として、栃木県手数料条例に規定する金額分の栃木県収入証紙を過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。
- 3 学力に関する証明書は、免許状申請用に発行されたものとする。
- 4 宣誓書
 - (1) 日付は、提出する日を記入すること。
 - (2) 免許法第5条第1項第3号から第6号までの各号 (欠格条項) に該当しないことを確認の上、本人が署名すること。
- 5 履歴書
 - (1) 日付は、提出する日を記入すること。
 - (2) 本籍は、都道府県 (外国籍の者は国籍) を記入すること。
 - (3) 身上事項は、戸籍上の氏名又は本籍に異動があったときに、その内容を記入すること。なお、提出書類のうち、現在の氏名又は本籍と異なる氏名又は本籍が記載されているものがあるときは、戸籍抄本を提出すること。
 - (4) 教員免許、資格等は、申請のときに有している教員免許 (有効期間内の臨時免許状を含む。)、保育士資格、保健師免許、看護師免許、管理栄養士免許、栄養士免許等について記入すること。
特に保育士資格は、本申請に必要な資格であるため必ず記入すること。

(5) 学歴は、高等学校以降の入学、編入学、卒業、修了、退学、科目等履修登録等の期間について記入すること。

(6) 職歴は、就業していた場合に記入すること。特に教職歴は、臨時的任用を含む全て（給与発令を除く。）を記入すること。

6 実務に関する証明書

(1) 証明者は、次に掲げるとおりとする。

① 国立又は公立幼稚園の実務期間 所 轄 庁

② 私立幼稚園の実務期間 学校法人の理事長

③ 認定こども園及び保育所等の実務期間 当該施設の設置者

(2) 前(1)の証明者から証明書を得られない場合は、実務に関する証明書を得られない理由書をもって替えることができる。ただし、実務内容及びその期間について確認できる書類を添付すること。

(3) 期間は、起算日に対応する日の前日までをもって1年又は1月と記入すること。

(4) 勤務しなかった期間は、休職、育児休業、介護休業及び90日以上 の 傷病休暇の期間とし、日単位で記入すること。

(5) 勤務成績概評は、「当該期間を良好な成績で勤務した」か否かについて明記されたものを提出すること。

7 人物に関する証明書

(1) 証明者は、次に掲げるとおりとする。

① 国立又は公立幼稚園の教職員 所 轄 庁

② 私立幼稚園の教職員 学校法人の理事長

③ 認定こども園及び保育所等の職員 当該施設の設置者

(2) 前(1)の証明者から証明を得られない場合は、人物に関する証明書を得られない理由書及び勤務予定先の代表、出身学校の長または従前の所属長を証明者とする人物に関する証明書の提出で替えることができるものとする。

(3) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。

(4) 適格性は、「教育職員としての適格性を有する」か否かについて明記されたものを提出すること。

8 身体に関する証明書

(1) 証明者は医師とする。

(2) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。

9 資格等を証明する書類

(1) 資格を証明する書類としては、保育士証の写し及び学校教育法第1条に規定する大学（大学院、専攻科及び別科を除く。）、短期大学（専攻科を除く。）、高等専門学校、高等学校（専攻科を除く。）若しくは中等教育学校の卒業証明書又は高等専門学校3年次の修了証明書を提出すること。

(2) 保育士証の写しは、原本を両面複写したものの余白に、設置者等による「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。

(3) 保育士証原本の提示により、保育士証の写しの提出に替えることができるものとする。

(4) 一種免許状を申請するものが、4年制大学卒業以外の方法で学士の学位を取得した場合は、大学改革支援・学位授与機構が発行した学位授与証明書を提出すること。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、保育士資格保有者への幼稚園教諭免許状の特例に係る申請に関して必要な事項は、栃木県教育職員免許状申請要領に定めるところによる。

附則

平成27年4月1日より施行する。

附則

令和 4年4月1日より施行する。

照会及び受付先

教育職員免許状についての問い合わせは、県教育委員会義務教育課へ。

県教育委員会事務局義務教育課への申請等の受付時間は、次のとおりとする。なお、来課に当たってはあらかじめ電話連絡すること。

受付時間 開庁日の午前 8時45分～午前11時30分
開庁日の午後 1時15分～午後 5時00分

《教員免許担当》

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県教育委員会事務局義務教育課総務担当

TEL 028-623-3391

FAX 028-623-3399